

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第29号

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(中期計画の認可等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)所管部局長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局等の長のうち当該法人を所管する部局等の長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(中期計画の認可等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)所管部局長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された部局等の長のうち当該法人を所管する部局等の長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する総務部長をいう。)が別に定める。</p> | <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例第1条の規定により設置された総務部の長をいう。)が別に定める。</p> |

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|--|--|
| <p>(結果の公表)</p> <p>第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長。以下同じ。)は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。</p> | <p>(結果の公表)</p> <p>第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された<u>企画部の長</u>又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長。以下同じ。)は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。</p> |
|--|--|

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第3条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいい、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条の規定により設置された福祉相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する<u>当該事務</u>の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長をいい、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する<u>当該事務</u>の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条の規定により設置された福祉相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する<u>当該事務</u>の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する<u>当該事務</u>の委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された福祉保健部の長をいう。</p> |

(鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県障害者自立支援法施行細則(平成18年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定(更新)申請書 指定相談支援事業所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者)名称 代表者 ⑩</p> <p>指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>注 略 添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長をいう。以下同じ。)が別に定める書類 (別紙) 略</p> | <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定(更新)申請書 指定相談支援事業所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者)名称 代表者 ⑩</p> <p>指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>注 略 添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置される福祉保健部の長をいう。以下同じ。)が別に定める書類 (別紙) 略</p> |

(鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則(平成18年鳥取県規則第78号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 名 称</p> <p style="text-align: center;">（設置者） 代表者 ㊟</p> <p>児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種類に応じて福祉保健部長（鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第 32 号）第 6 条第 1 項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 13 条第 2 項に規定する福祉保健部長をいう。）が別に定める書類</p> <p>（別紙） 略</p> | <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 名 称</p> <p style="text-align: center;">（設置者） 代表者 ㊟</p> <p>児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種類に応じて福祉保健部長（鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第 32 号）第 6 条第 1 項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県等設置条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 1 条の規定により設置された福祉保健部の長をいう。）が別に定める書類</p> <p>（別紙） 略</p> |

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第 6 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 49 年鳥取県規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医(以下「指定医」という。)をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(退院等命令書の交付)</p> <p>第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合においては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長)は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。</p> | <p>(診察の依頼等)</p> <p>第4条 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)) 第6条第1項の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。)は、法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項又は第38条の7第2項の規定により精神保健指定医(以下「指定医」という。)をして診察をさせようとするときは、様式第3号による依頼書を指定医に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(退院等命令書の交付)</p> <p>第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合においては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された福祉保健部の長)は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。</p> |

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

第7条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、償還</p> | <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、償還</p> |

| | |
|---|---|
| <p>期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。))第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する<u>商工労働部長</u>又は<u>鳥取県行政組織規則</u>(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された<u>経済政策課の長</u>(以下「<u>経済政策課長</u>」という。)。以下同じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以下「<u>要領</u>」という。)で定めるものとする。</p> <p>(完了届)</p> <p>第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届(様式第5号)を<u>経済政策課長</u>又は<u>総合事務所長</u>(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する<u>総合事務所長</u>をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。))第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された<u>商工労働部の長</u>又は<u>鳥取県行政組織規則</u>(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された<u>経済政策課の長</u>(以下「<u>経済政策課長</u>」という。)。以下同じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以下「<u>要領</u>」という。)で定めるものとする。</p> <p>(完了届)</p> <p>第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届(様式第5号)を<u>経済政策課長</u>又は<u>総合事務所長</u>(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された<u>総合事務所の長</u>をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第8条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約(以下「<u>請負契約</u>」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する<u>部局等の長</u>、<u>鳥取県総合事務所設置条例</u>(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する<u>総合事務所長</u>、<u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u>(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置</p> | <p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約(以下「<u>請負契約</u>」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例</u>(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された<u>部局等の長</u>、<u>鳥取県総合事務所設置条例</u>(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された<u>総合事務所の長</u>、<u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u>(平成7年鳥取県条例第6号)第</p> |

| | |
|--|--|
| <p>された港湾事務所の長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）<u>第139条</u>の規定により設置された空港管理事務所の長又は部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>1条の規定により設置された港湾事務所の長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）<u>第142条</u>の規定により設置された空港管理事務所の長又は部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> |
|--|--|

（鳥取県採石条例施行規則の一部改正）

第9条 鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（跡地防災保証）</p> <p>第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない）と知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織<u>条例</u>（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第3条に規定する総合事務所長</u>。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2～4 略</p> | <p>（跡地防災保証）</p> <p>第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない）と知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置<u>条例</u>（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第1条の規定により設置された県土整備部の長又は鳥取県総合事務所設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条の規定により設置された総合事務所</u>の長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2～4 略</p> |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。